

いじめ防止等のための組織

【別紙 1】

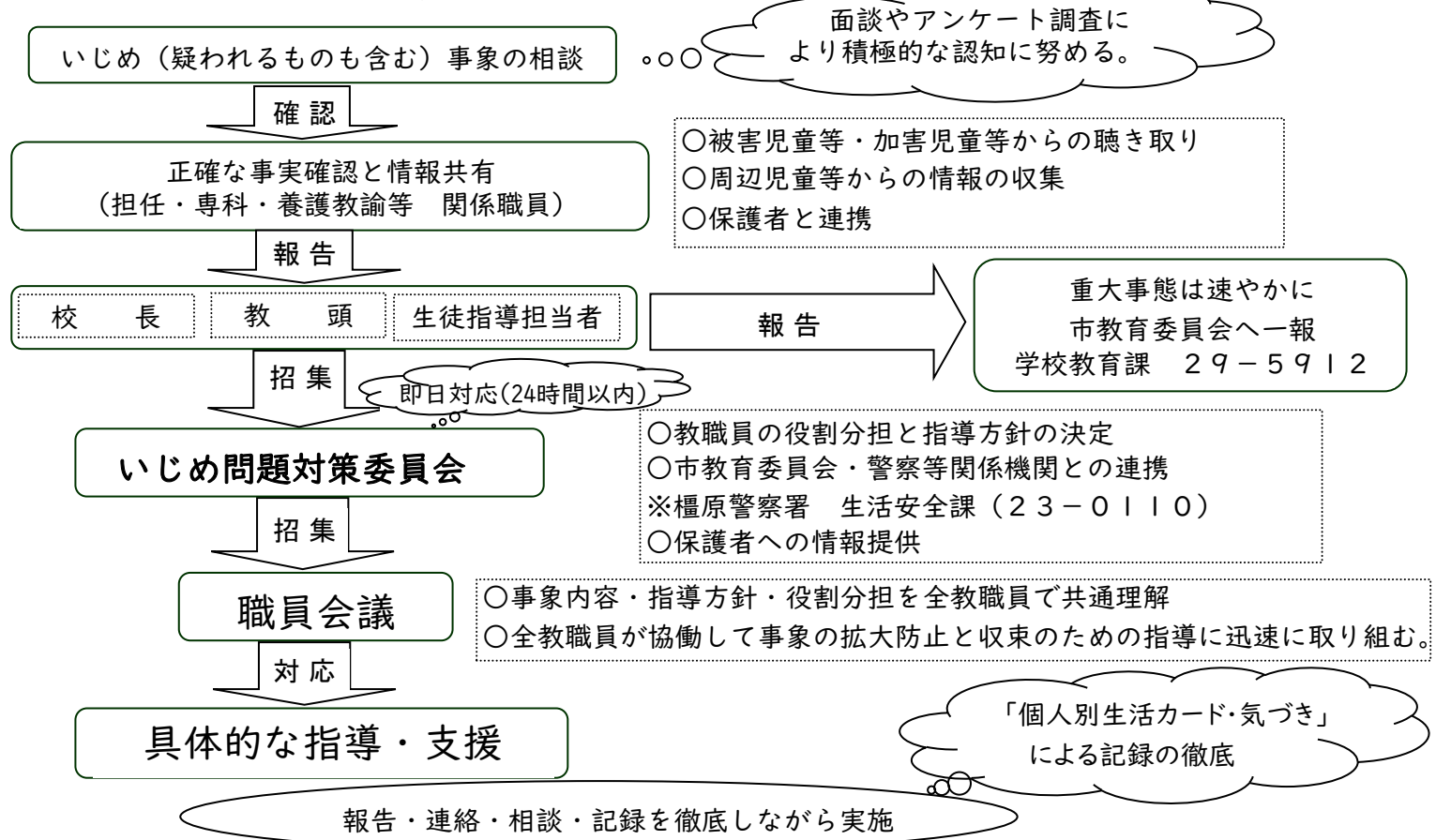
**生活指導部会・教育相談会議** 22条

校長・教頭・生徒指導担当者・人権教育担当者  
当該学級担任（関係職員）・養護教諭・特別支援C○

※ 必要に応じてスクールライフサポーター、SSW、臨床心理士、檀原市の弁護士等、外部専門家にアドバイスを

- ・ 発言することへの安心感を持てる組織をめざす。
- ・ いじめ解決への相談窓口として信頼されることをめざす。
- ・ 未然防止のための授業等を行う研修などを企画する。

いじめが起こった時の組織対応の流れ



被害児童への支援	加害児童への指導	周囲の児童への指導・支援
<p><b>被害者の保護最優先</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 伝えること           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校として「何としても守る」という姿勢</li> <li>・ プライバシーの保護</li> </ul> </li> <li>○ 確認すること           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害状況の確認とニーズ</li> <li>・ 安全な居場所の確保</li> <li>・ カウンセリングの必要性</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>毅然とした態度で</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 伝えること           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめは決して許されない行為であること</li> <li>・ いじめられた側の心の痛み</li> </ul> </li> <li>○ 確認すること           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ カウンセリングの必要性</li> <li>・ 加害者の心理的背景の理解</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>みんなを守るという姿勢</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 伝えること           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめられた側の心の痛み</li> <li>・ 周囲の傍観者も加害者という面があること</li> <li>・ プライバシーの保護</li> </ul> </li> <li>○ 確認すること           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ カウンセリングの必要性</li> </ul> </li> </ul>
<p>いじめ加害者と被害者の関係修復 双方との保護者との連携 再発防止のための日常的・継続的な見守り</p>		
保護者・地域と連携した見守り	市教育委員会への報告	

未然防止教育を授業や学級経営の中で行うようにすることで、「傍観者」→「仲裁者」「相談者」となるようにする。

**重大事態への対応**

- ・ 速やかに市教育委員会に報告するとともに、早い段階から専門家に関わってもらうようにする。必要に応じて児童相談所や警察等関係機関、福祉関係等にも連絡する。
- ・ ケース会議でアセスメント（背景にある人間関係、被害児童の傷付きの程度、加害児童の抱える問題）をしっかりと行い、働きかけのプランニングを行う。
- ・ 保護者に対しきめ細かな連絡と相談を行い、信頼関係を築くようにする。

